

香川県条例第19号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定納付受託者<u>又は機構指定納付受託者</u>に委託して納付し、又は納入することができる。</p> <p>(県税に関する過料)</p> <p>第25条 正当な事由がなく、次の各号のいずれかに該当する場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 納税義務者又は特別徴収義務者が法第72条の55第1項若しくは第3項、第74条の10第1項から第3項まで若しくは第160条第1項の規定又は前条（<u>鉦区税に係るものを除く。</u>）、第44条、<u>第47条（第3項を除く。）</u>、第90条若しくは第94条の規定により申告又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかったとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第47条 不動産を取得した者は、その不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書をその不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。<u>ただし、法第73条の18第1項ただし書の場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定納付受託者に委託して納付し、又は納入することができる。</p> <p>(県税に関する過料)</p> <p>第25条 正当な事由がなく、次の各号のいずれかに該当する場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 納税義務者又は特別徴収義務者が法第72条の55第1項若しくは第3項、第74条の10第1項から第3項まで若しくは第160条第1項の規定又は前条（<u>鉦区税に係るものを除く。</u>）、第44条、<u>第47条第1項若しくは第3項</u>、第90条若しくは第94条の規定により申告又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかったとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第47条 不動産を取得した者は、その不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書をその不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 不動産を取得した者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) その不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) その不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、</p>

2 知事は、前項ただし書の場合においても、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項に規定する申告書を提出させることができる。

3 法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定に該当する者は、前2項の規定によって提出すべき申告書にその不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

4 略

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第48条 市町村長は、法第73条の18第4項の規定によって不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、規則で定める様式によって、その不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後においてその不動産について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別の事情による変化並びにその他その不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)

第50条 法第73条の25第1項に規定する法第73条の24第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されることを、同条第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得することを、同条第3項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得（法第73条の27の2第1項の規定に該当するものに限る。第52条第1項において同じ。）をすることを、法第73条の24第3項第2号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある耐震基準不適合

構造及び床面積

(4) 不動産を取得した年月日及びその取得の原因

2 法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定に該当する者は、前項の規定によって提出すべき申告書にその不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

3 略

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第48条 市町村長は、法第73条の18第3項の規定によって不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、規則で定める様式によって、その不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後においてその不動産について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別の事情による変化並びにその他その不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)

第50条 法第73条の25第1項に規定する法第73条の24第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されることを、同条第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得することを、同条第3項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得（法第73条の27の2第1項の規定に該当するものに限る。第52条第1項において同じ。）をすることを、法第73条の24第3項第2号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある耐震基準不適合

既存住宅を取得していたこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が同日後に法第73条の27の2第1項の規定に該当することとなることを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、当該土地に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(7) 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の3 法第73条の27の2第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7に定めるところにより証明を受けること、及び当該住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、当該住宅に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の6 法第73条の27の3第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産を取得した日から1年以内に被収用不動産等となるべき不動産について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けること、及び当該不動産が被収用不動産等となるべき不動産に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、当該不動産に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の9 法第73条の27の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用が

既存住宅を取得していたこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が同日後に法第73条の27の2第1項の規定に該当することとなることを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定によりその土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(7) 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の3 法第73条の27の2第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7に定めるところにより証明を受けること、及び当該住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の6 法第73条の27の3第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産を取得した日から1年以内に被収用不動産等となるべき不動産について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けること、及び当該不動産が被収用不動産等となるべき不動産に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の9 法第73条の27の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用が

あるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足る書類を添付して、当該不動産に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)
第52条の12 法第73条の27の5第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、建築施設の部分の取得にあつては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得することを、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得することを証明するに足る書類を添付して、当該不動産に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(8) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)
第52条の15 法第73条の27の6第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、当該土地に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

あるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)
第52条の12 法第73条の27の5第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、建築施設の部分の取得にあつては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得することを、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(8) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)
第52条の15 法第73条の27の6第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の18 法第73条の27の7第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡することを証明するに足る書類を添付して、当該換地に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の21 法附則第11条の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該施設が助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設を取得した日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供することを証明するに足る書類を添付して、当該施設に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の24 法附則第11条の4第5項に規定する同条第4項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、当該住宅に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の18 法第73条の27の7第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該換地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の21 法附則第11条の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該施設が助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設を取得した日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該施設の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の24 法附則第11条の4第5項に規定する同条第4項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の27 法附則第11条の4第7項に規定する同条第6項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、当該土地に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

附 則

51 法附則第41条第7項の規定に該当する者に対する第47条第3項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条及び第41条第7項の規定」とする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の香川県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の27 法附則第11条の4第7項に規定する同条第6項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

附 則

51 法附則第41条第7項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条並びに第41条第7項の規定」とする。